

事業所得用消費税集計表（一般課税）の記入について

1. 「消費税がかからない取引（非課税取引）」を確認

主な非課税取引の例：

- ・ お香典、お祝い金などの慶弔費（接待交際費）
- ・ 自動車税、軽自動車税、印紙税（租税公課・車両費・償却資産）
- ・ 自賠責保険料、任意保険料（損害保険料・車両費）
- ・ 労働保険料（福利厚生費）
- ・ 居住用として借りている場合の家賃（地代家賃）
- ・ 青色申告会の会費などの諸会費（租税公課・諸会費）

2. 「軽減税率 8%」の確認。

主な軽減税率 8%の対象品目

- ・ 飲食料品の購入：事業で使用するお茶やコーヒー、お中元やお歳暮で送る食料品などが該当します。ただし、酒類や外食、ケータリングは標準税率 10%となります。
- ・ 新聞の購読料：定期購読契約に基づき、週 2 回以上発行される新聞が対象です。電子版の新聞は対象外となります。

3. 「インボイス有？無？」迷ったときの判断基準

支払いを「インボイス有」と「インボイス無」のどちらに記入するか、以下の基準で判断してください。

Q1. 1 回 1 万円未満の支払いはどうすればいい？

A. インボイスが無くても「インボイス有」の欄に記入して OK です。

- ・ 税込 1 万円未満の仕入や経費は、「少額特例」の対象です。相手からインボイス（適格請求書）をもらえなくても、仕入税額控除が受けられます。
- ・ この特例は、**令和 11 年 9 月 30 日まで**の取引が対象です。

Q2. 「少額特例」の対象を除き、インボイスを発行していない事業者（免税事業者など）への支払いは？

A. 「インボイス無（経過措置）」の欄を使い、期間で分けて記入します。

- ・ インボイス発行者以外からの仕入は、一定期間、支払った消費税の一部を控除できる「経過措置」の対象となります。
- ・ 控除できる割合が途中で変わるため、集計表では**期間を分けて金額を記入する**必要があります。

期間	控除割合	記入方法
令和 8 年 9 月 30 日まで	80%	この期間の合計金額を記入
令和 8 年 10 月 1 日以降	50%	この期間の合計金額を記入

4. その他の重要ポイント

・ 今年購入した資産

事業のために車や高額な備品などを購入した場合、その合計金額を「償却資産」の欄に記入してください。また事業とプライベートで兼用の資産については、事業用割合の金額のみを記入してください。

・ 合計金額の計算

すべての項目を記入したら、縦の合計金額をご自身で計算し、必ず記入をお願いします。